

令和 8 年 8 月
国 土 交 通 省
環 境 省

水道法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年法務省令第 9 号）により、戸籍に国籍を記載することとされている場合において、一部の地域の法を本国法とする者が届出するときは、当該地域を戸籍に記載することとされた。

これに合わせて、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）で定める給水装置工事主任技術者に関する免状交付申請書等の様式において、日本国籍を有しない者については、当該地域を含めた国籍等を記載することとするため、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

水道法施行規則第 24 条、第 25 条、第 26 条及び第 27 条で規定する給水装置工事主任技術者の申請書等において、日本国籍を有しない者については本籍に代えて記載しなければならない「国籍」を、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する「国籍等」に改める。

※ 「国籍等」とは、①国籍の属する国、又は②出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号ロに規定する地域をいう。②の地域について具体的には、出入国管理及び難民認定法施行令（平成 10 年政令第 178 号）第 1 条において、「台湾並びにヨルダン川西岸地区及びガザ地区」と定められている。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行： 令和 8 年 9 月中（予定）